

# 公金取扱いにおける私人委託制度の見直しの方向性について (試案)

---



# 1. 総論

## 1. 目的

- 我が国の社会経済活動全般の効率化が求められている中、社会全体のデジタル化の推進は急務であり、住民の利便性の向上を図り、かつ、地方公共団体の公金の取扱いに関する事務の効率化を図るためには、地方公共団体の歳入について私人に委託することができる範囲を拡大する等の地方公共団体の公金の取扱いに関する制度の見直しをすることが必要である。

## 2. 基本的な考え方

- 地方公共団体の公金の徴収又は収納の場面において、地方公共団体以外の者に行わせることとしている一般的な制度としては、地方自治法第243条に基づく私人委託制度と、地方自治法第231条の2第6項・第7項に基づく指定代理納付者制度等（新地方自治法第231条の2の2等に基づく指定納付受託者制度を含む。）がある。ただし、それぞれの性質に起因する制度上の制約があることから、これらの制度が効果的に活用されるよう、所要の改善が求められているところである。

<制度上の制約と考えられること>

- 私人委託制度 歳入の範囲が限定されていること。いわゆるポイントの利用やポストペイ型への対応が困難であること。
- 指定代理納付者制度等 決済サービス利用時点において、直ちに地方公共団体への納付があったものとすることができず、完納を証する納税証明書等の発行をすることができないこと。

- もとより地方公共団体の公金の取扱いにおいて、住民の利便性の向上等を図るためには様々な決済手段に対応していくことが必要であることから、私人委託制度と指定代理納付者制度等のメリット・デメリットを踏まえた活用を図ることが重要であり、そのような観点から、それぞれの制度の改善を図ることが必要である。
- この点、指定代理納付者制度等については、指定納付受託者制度が令和4年1月から施行されることとされていることから、引き続き、ガイドラインの策定と地方公共団体への周知等による円滑な施行を図ることとし、また、運用の実態を注視していくこととして、まずは制度の対象となる歳入の範囲が限定されている等の私人委託制度の見直しを図ることとしてはどうか。

## II. 見直しの方向性

### 1. 公金の私人取扱いに関する原則について

- 地方公共団体は法律又は政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならないこととされている原則については、公金の取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期する観点及び地方財務会計制度全般に通ずる公正性・厳正性の水準を維持する観点からこれを存置しつつ、より地方公共団体の制度活用の利便性を向上させる方向で考えてはどうか。

### 2. 具体的な方向性について

- 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）及び「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、まずは現行制度の下、地方公共団体からの要望調査を踏まえて、私人に収納事務を委託することができる歳入の範囲を拡大することとし、このための地方自治法施行令等の改正を令和3年度中に行うこととする。
- その上で、更なる公金取扱いの利便性を向上させるための以下の抜本的な見直しを本研究会で行うこととしてはどうか。
- 基本的な見直しの方向としては、
  - ① 徴収事務については、以下の理由により、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合に限り私人に委託することとするかどうか。
    - ・ 徴収事務は、賦課決定等と密接な関連性のある調定行為を含むものであり、かつ、納入の通知をも含むものであること。
    - ・ 歳入の性質・根拠は、法律又は政令で規定されているものもあり、その徴収事務を私人に委託することができるかどうかは当該歳入を定める法律又は政令の規定に基づく判断が必要であること。



※次頁に続く

## II. 見直しの方向性

- ② 収納事務については、現行制度において地方税、放置違反金等の公権力の行使を含み得る歳入について収納事務を私人に委託することとしていること等を踏まえ、取り扱うことができる歳入の範囲について地方公共団体側の一定の裁量を認めることとする方向で見直しをしてはどうか。
- なお、このように制度の対象となる歳入の範囲を拡大する等の公金の徴収・収納事務の私人委託制度の拡充を図るに当たっては、現行制度と同等以上の水準を確保するための以下のような新たな措置・手続等を設けることとしてはどうか。

### **(1) 徴収・収納事務を私人に委託することができる公金の範囲の明確化について**

#### **【徴収事務】**

- 徴収事務の私人の委託については、前述のとおり、これを原則として禁止することとし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合に限り、これを認めることとしてはどうか。
- この場合、個別法によらない歳入については、現行制度のとおり、地方自治法施行令で規定する歳入についてその徴収事務を委託することができることとしてはどうか。

#### **【収納事務】**

- 一方、収納事務についても、前述のとおり、公金（歳入及び歳入歳出外現金）の範囲を限定することなく、地方公共団体の判断により私人に委託をすることができることとしてはどうか。
- 私人に委託をすることができることとする公金の範囲については、公金取扱いの制限の解除の例として、指定金融機関制度（議会の議決を経て指定）を参照して、条例に規定するとともに、実際の委託に当たっては、住民への周知を図り透明性を確保する観点から、受託者や当該受託者に収納事務を委託する公金の範囲等を個別に公示することとしてはどうか。

## II. 見直しの方向性

### (2) 受託者となることのできる者の要件の設定

- 現行の地方自治法施行令第158条の規定により徴収・収納事務を私人に委託することができる者についての要件は規定されていないものの、法令により特定せずに地方公共団体の裁量により広範に私人に収納事務を委託することができることとする場合には、受託者となることのできる者についての一定の要件を設けることが適当ではないか。

#### (規定の例)

##### ◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（指定納付受託者等の要件）

第百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

※ 令和4年1月4日以後

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

2～6 （略）

- 現行制度上、収納事務を受託した者は、当該収納事務を第三者に再委託することはできないと解釈されており、現状の私人委託制度の運用の実態として、三者契約等により地方公共団体から各当事者に対して収納事務をそれぞれ委託している方式が見られるが、このような運用形態を続けていくべきか。あるいは、収納事務を受託した者は、地方公共団体から委託を受けた収納事務について、第三者に再委託を行うことができることを法令の規定により明確にするとともに、再委託について地方公共団体の許可を求める等の必要な手続の規定を置くべきか。
- 収納事務の再委託を行うことができることとした場合、現在の私人委託制度の運用に鑑みると、利用者側から第一次的に公金の収納を受けた時点において公金の収納があった効果を及ぶと運用していることからすると、再委託先にも受託者と同程度の主体制限を設けることが必要と考えられることから、受託者から再委託を受託する者についても受託者と同様の要件を設けることとすべきか。

## II. 見直しの方向性

### **(3) 決済サービスの明確化について**

- 指定代理納付者制度等においては、指定納付受託者等が納入義務者の委託を受けて地方公共団体に納付するものとしており、指定代理納付者等が地方公共団体の指定する日までに歳入等を納付したときは、指定代理納付者等が納入義務者の委託を受けた日に遡及して納付があったものとみなすこととしており、クレジットカードサービス、ポストペイ方式（割賦販売法に基づく後払による決済サービスを提供する方式）を含めて様々な決済サービスによる納付を行うことが可能である。
- 一方、私人委託制度においては、地方公共団体を代理する立場として公金を取り扱っていることから、私人による収納をもって即時に地方公共団体に対して収納があったものとしての効果を及ぼすことが必要であるため、私人委託制度によることができる決済サービスを現金及びプリペイド方式（資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段）に限定することとすべきか。

### **(4) 受託者等に係る手続等の規定について**

- 現行制度において、受託者の行為規範として設定されている以下の受託者による手続等は存置することとするか。
  - ・ 受託者は、納入通知書等に基づかなければ公金を収納をすることができないこととすること。（地方自治法施行令（以下「令」という。）第158条の2第2項）
  - ・ 受託者は収納を受けた公金を指定金融機関等に払い込むこととすること。（令第158条の2第6項において準用する令第158条第3項）
- 地方公共団体の裁量と受託者の取り扱える事務の範囲を拡大することを踏まえて、公金の取扱いの公正性・厳正性の水準を確保する観点から、上記以外に受託者等に係る手続等として新たに加えることはあるか。

## II. 見直しの方向性

### **(5) 地方公共団体によるチェック機能等について**

- 現行制度において、受託者に対する地方公共団体のチェック機能として設定されている以下の検査権等は存置することとするか。
  - ・ 会計管理者による定期・臨時の検査（令第158条の2第3項）
  - ・ 会計管理者による措置要求（令第158条の2第4項）
  - ・ 会計管理者に対する監査委員の報告要求（令第158条の2第5項）
- 地方公共団体の裁量と受託者の取り扱える事務の範囲を拡大することを踏まえて、公金の取扱いの公正性・厳正性の水準を確保する観点から、上記以外に地方公共団体によるチェック機能として新たに加えることはあるか（例：再委託先へのチェック機能、帳簿保存義務、法定の契約解除権等）。
- また、地方公共団体が個別にチェックするのではなく、地方公共団体の効率性に配慮してチェックをすることができる仕組みを考えることができるか。

### Ⅲ. その他

- 個別法の規定を根拠として私人に徴収・収納事務を委託することができることとしているもののうち、収納事務に限ったものについては、一般法としての地方自治法・地方自治法施行令によることとして、廃止することを基本としてはどうか。また徴収事務について、調定行為や納入通知まで私人に委託することを必要としているものは存置することとし、収納事務のみで支障がないものについては、廃止することとしてはどうか。
- 指定金融機関制度は、地方公共団体の公金を当該金融機関の預金として預け入れることを前提としたいいわゆる預金制度に基づくものであるため、単に収納事務等を委託することができることとしている私人委託制度についての今般の見直しの範疇に含めないこととすべきではないか。